

茨木市告示第 200 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定に基づき変更の届出があったので、同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり告示し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置するものがその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第 8 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

1 届出事項の概要

（１）大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ロサヴィア I

所在地 茨木市永代町 3 2 9 - 2

（２）大規模小売店舗を設置する者の住所及び名称並びに代表者の氏名

大阪府池田市栄町 1 番 1 号

阪急電鉄株式会社 代表取締役 嶋田 泰夫

（３）変更事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）開店時間 午前 1 0 時 0 0 分

閉店時間 午後 9 時 0 0 分

（変更後）開店時間 午前 7 時 0 0 分

閉店時間 午後 1 2 時 0 0 分

②駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 2 か所 別添図面 4（１）のとおり

収容台数 9 台

（変更後）位置 3 か所 別添図面 4（２）のとおり

収容台数 9 台

③廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 1 か所 別添図面 5（１）のとおり

容量 1 3 . 0 m³

（変更後）位置 3 か所 別添図面 5（２）のとおり

容量 2 6 . 2 m³

（４）変更年月日 令和 8 年 2 月 4 日

（５）届出年月日 令和 7 年 6 月 3 日

3 縦覧の期間及び場所

（１）縦覧の期間 令和 7 年 6 月 1 7 日から令和 7 年 1 0 月 1 7 日まで

(2) 縦覧の場所 茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市産業環境部商工労政課 本館7階

4 意見書の提出先 〒567-8505
茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市産業環境部商工労政課

令和7年6月17日

茨 木 市 長 福 岡 洋 一